商品概要説明書

(令和7年10月1日現在)

-	(令和7年10月1日現在)
商品名	JA多目的ローン(一般型A)
ご利用いただける方	 ○当JAの組合員の方または地区内に居住の方、もしくは、県内に居住し地区内に勤務地を有する方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80歳未満の方 ○原則として、前年度税込年収が農業者の場合、150万円以上(農業者以外の場合は 200万円以上。ただし、岡山県農協信用保証センターが容認する場合は、150万円以上でも可とする。)ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	 ○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、以下の資金は対象外とします。 ① J Aで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ②負債整理資金 ③所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④営農資金および事業資金 ※岡山県農業信用基金協会または岡山県農協信用保証センターの保証料を資金使途に含めることができます。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6か月以上10年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利(短期プライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額 返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特 定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内です。)のいず れかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(岡山県農業信用基金協会または岡山県農協信用保証センター)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。

保証料	 ○保証料は、一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。なお、保証機関(岡山県農業信用基金協会、岡山県農協信用保証センター)により保証料率が異なる場合があります。 岡山県農業信用基金協会の保証をご利用の場合・保証料率 年 0.8% (農業者の場合 年 0.8%) 岡山県農協信用保証センターの保証をご利用の場合・保証料率 年 0.8% ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (岡山県農業信用基金協会)】(お借入利率年 4.975%、保証料率年 0.8%例) お借入期間 1年 2年 3年 4年 5年 7年 保証料(円) 4,359 8,453 12,614 16,838 21,129 29,909 ②分割払い 当 J A へお支払いいただく利息の中から当 J A が保証機関へ支払います。この場合、借入利率に保証料率が加算されます。
9 大疾病補償付 団体信用生命共済	○ご希望により「9大疾病補償付団体信用生命共済」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.6%
手数料	 ○ご融資に際しては、1,100円の貸出事務取扱手数料(消費税等を含む。)が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。(JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料) 繰上元金 手数料額 100万円未満 5,500円 100万円以上 500万円以上 22,000円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A信用部信用課(電話:086-225-9835)にお申し出ください。当 J Aでは 規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けて おります。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A信用部信用課または J Aバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。)
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。